

# 総務常任委員会

平成18年8月25日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹                      ○木澤 正男                      嶋田 善行  
松田 正                      中西 和夫  
中川議長

## 2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	植村 哲男
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	谷口 智子	企 画 財 政 課 長	西本 喜一
企 画 財 政 課 参 事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	藤原 伸宏
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教 委 総 務 課 長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生 涯 学 習 課 長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	清水 昭雄
同 技 師	平田 政彦	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 室 長	清水 孝悦		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長    浦 口   隆                      同   係   長    峯 川   敏 明

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、嶋田委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長が公務出張のため、助役より挨拶をお受けいたします。

（ 助役挨拶 ）

委員長 それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、嶋田委員、のお二人を指名いたします。よろしくお願い致します。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。山崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

最初に、史跡藤ノ木古墳の整備につきましてご報告申し上げます。

去る8月3日に文化庁と整備に関しまして事前協議を行い、概ね了承を得たところでございます。この28日に開催致します藤ノ木古墳整備検討委員会で文化庁協議の結果を報告し、了承を得た後、文化庁へ史跡地の形状変更の申請を行い、許可があり次第、工事に着手して参りたいと考えております。

なお、これらの法手続きと併せ9月中頃に工事の入札を執行する予定で手続きを進めているところでございます。施行業者が決定致しま

したら9月議会において、契約の議案を上程させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、(仮称)文化財活用センターにつきましては、建設予定地の土地、建物についての所有権移転が全て完了しましたことから、この30日に実施設計の入札を執行する運びとなっております。設計の概要が明らかになりましたら、当委員会にご報告申し上げ、委員皆様のご意見を受け賜りたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてでございます。本日お手元に追加資料として提出させて頂きましたように、5名の委員の委嘱を8月1日付けで行っております。本年度は、整備に伴う発掘調査についてご協議頂き、発掘調査計画を作成して参りたいと考えております。また、残り1件となっております史跡地の公有化につきましては、買収条件が整います10月以降に買収の予定で地権者と協議が整っているところでございます。

なお、その他史跡等に関しましては特段、ご報告申し上げます事項はございません。以上でございます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受け致したいと思えます。

ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、了承したということで終わります。

次に、2. その他の審査事項(1)9月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることと致します。

①斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。清水総務課長。

総務課長

斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元に資料1といたしまして「改正条例案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。

その「要旨」及び「新旧対照表」によりまして、説明をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この要旨にもございますように、国におきましては、休息時間の廃止及び休憩時間の見直しが行われまして、人事院規則の一部改正によりまして、国家公務員の勤務時間がこの7月1日から改正されたということがございます。そしてこのことに伴いまして、総務省から奈良県を通じまして地方公共団体におきましても、同様の措置を講じるよう通知があったところでございます。

国における措置の内容でございますけれども、これまで15分間の休息時間、これは、午前、午後の計2回であったものでございますけれども、有給すなわち勤務時間に組み込まれていたものでございますけれども、休息時間を設けておりましたが、この有給の休息時間というものは、なかなか民間の企業では制度化されていない、またほとんど普及していないということを考慮されまして、今回、廃止されたところでございます。また昼の休憩時間、これは無給すなわち勤務時間には含まないものでございますが、この休憩時間につきましては、従来、国においては、30分間でございますけれども、この30分間に午前、午後計2回の休息時間30分を追加し、従来は、実質1時間の昼休みとされておったところでございます。

今回の改正によりまして、先程も申し上げましたけれども、本年7月1日から、休憩時間そのものを1時間とされまして、この休憩時間が30分長くなった分、勤務終了時刻が午後5時であったものを午後5時30分とされたというものでございます。

このことを受けまして、当町におきましても、現行の勤務実態や、周辺自治体の動向も見ながら、勤務時間の改正について検討してきたわけでございますが、北葛城郡の4町、王寺町、上牧町、河合町、広

陵町でございますけれども、そして生駒郡でも三郷町、また田原本町が、国と同様に勤務時間を改正し、7月1日から施行されておるところでございます。また、安堵町におきましても10月1日から施行する予定であるという事でございますし、川西町におきましても同様10月1日から施行する予定であるという風に聞いております。そういう状況の中で、当町におきましても、同様10月1日から休息時間を廃止し、昼の休憩時間を現行の45分間であるところを1時間という風に改正をしたいという風に考えているところでございます。現行の休憩時間45分でございますけれども、実質的には午前中の15分を12時45分から15分プラスして、実質的には1時間休みを頂いているところですが、この際それを1時間と改めるというものでございます。これが、新旧対照を見て頂いたら書いておりますように、第6条の第1項の改正内容でございます。

また、現行の第6条第2項を同条第3項とし、新たに、第2項を加えております。この規程は、今回の改正により、勤務終了時刻が15分繰り下がることにより、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、町長の定めるところによりまして、その職員にあっては、1時間である休憩時間を短縮して、45分以上1時間未満として、その代わり、その短縮した時間に応じて、5時15分以降5時30分までに勤務終了時刻とすることができる、という特例を定めた規程でございます。これは、小学校修学前の子どもの育児、または学童保育児童の託児のために必要があると認められる職員や要介護者を介護する職員等を想定しているものでございます。

この第2項を追加いたしました関係で、旧の第2項を第3項として、条文中の「前項」とございますのを「第1項」という風に改めております。

また、第7条に定めておりました休息時間につきましては、削除を致しております。

条例におけます改正内容は以上でございますけれども、このことに伴いまして、「斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、これは

休憩時間について定めた条文（第4条）を削除及び「斑鳩町職員服務規程」、これにつきましては勤務時間、午前8時半から午後5時15分まででございますが、その5時15分を5時30分に、また、昼の休憩時間を午後零時45分とあるのを午後1時という風に改正を致しまして、これらの諸規則の改正によりまして、勤務終了時刻を現行の5時15分から15分繰り下げて、午後5時30分とするものでございます。

なお、この改正に伴いまして、関係機関に勤務する職員の勤務時間等に係ります規定等の改正も合わせて行うこととしておりまして、本条例を始めといたしまして、これらの規程等の改正につきましては、本年10月1日から施行することと致しております。

また、この条例改正につきましては、職員組合とも協議を行っておりまして、理解を既に得ているところでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

木澤委員 今、課長の方から職員組合との話合いも了解を得ているという報告頂きましたけれども、実際私も職員の皆さんの勤務状況というのは、実際どういう風にしてはるんかというのはよくわからない点もあるんですけれども、今後、こういう風になることによって実質、勤務上不都合等、あと個人の生活条件で不都合等ないように配慮も頂くような条項も作ってもうてますけども、また実態がどうなっていくのかというのを担当課の中でもよくお互い職員さん同士話合っ、今後の対応して行って頂きたいという風にそれだけ申し上げておきたいと思います。

嶋田委員 結局、平たく言うと、役場の開いてる時間が5時15分から5時半になったという事ですね。これは住民の皆さんに周知していただく事

は大切だと思います。10月1日からという事なんですけれども、先程近隣の町等においてはもう既にされているところもあると。広陵町は7月からでしたか。これなんで10月1日からなんですか。

総務課長　ご指摘のように広陵町、先程も申し上げましたけれども、北葛城郡広陵町も含めまして4町について7月1日から施行されているところでございますけれども、国からの総務省からの通知は可能な限り速やかにそういった状態に見直しを図るように通知文来ているところでございますけれども、当町と致しましてもですね、やはり7月1日ということじゃなくて、近隣の状況等々を把握していく必要もあるだろうという事で、7月1日に施行すれば、当然6月の議会にもかけていく必要もございます。そういった中で、その状況の中ではなかなかどれ位近隣の町村が実施するか把握し難い状況でございましたので、当町は10月1日という事で、組合との話合いの中でもそういった事で進めてきたという事でございます。

嶋田委員　もちろん近隣の状況を把握して研究するというんですか、そういう事も大事だろうかとは思いますが、住民のニーズから言うと5時15分よりも5時半まで役場が開いていたら、いい事はいい事なんですわな。それをまず第一番に考えて頂いておれば7月1日からの実施という形で考えていってもおかしくはなかったのではないかなと思いますが、これからは住民の意向という事も考えて頂いてですね、やって頂きたいとこの様に思います。以上です。

委員長　他ございませんですか。

( な し )

委員長　それでは次に、②斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について理事者の説明を求めます。清水総務課長。

総務課長

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元に資料2と致しまして「改正条例案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただきます。

これにつきましても「要旨」及び「新旧対照表」によって説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本条例改正は、要旨にもございますように、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」、これは平成18年5月24日に施行されたものでございます。並びに「消防組織法の一部を改正する法律」、これも本年6月14日施行されたものでございますけれども、この施行に伴いまして、本町の当条例の文言や条文の整理を行うものでございます。

具体的に申しますと、「消防組織法」では、非常勤消防団員に対する公務災害補償について定めておりました「旧の第15条の7」が「第24条」と条番号が改正されたことに伴いまして、本条例の第1条中の該当条文を改正するという事、それと「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」、これは旧「監獄法」の抜本的改正された法律という事でございますけれども、これが施行されたことに伴いまして、従来「監獄」と呼称していた施設名を「刑事施設」と改めることとなりまして、このことに伴いまして、本条例の第8条中の該当条文を改正するというものでございます。

なお、施行は公布の日からとしております。

以上簡単ではございますけれども説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

( な し )



委員長        ないようですので、次に③斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。清水総務課長。

総務課長        斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

                  これにも、お手元に資料3と致しまして「改正条例案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。

                  このことにつきましてもこの「要旨」及び「新旧対照表」によりまして説明させていただきますので、ご覧頂きたいと思っております。

                  本条例の改正につきましても、先の条例の一部改正と同様、「消防組織法の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、条文の整理を図るものでございます。

                  先程と同様、消防組織法で、非常勤消防団員に対する退職報償金について定めておりました「旧の第15条の8」が「第25条」と条番号が改正されたことに伴いまして、本条例の第1条中の該当条文を改正するというものでございます。

                  なお、これにつきましても、施行は公布の日からとしております。

                  以上簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

委員長        説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思っております。

                  (    な    し    )

委員長        それでは次に、④平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について理事者の説明を求めます。西本企画財政課長

企画財政課長        それでは、9月議会に提案を予定しております平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料4をご覧頂きたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,045万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億5,478万9千円とするものであります。

その補正の主な内容と致しまして、まず歳入予算の補正であります。第9款地方特例交付金では、平成18年度の交付額の決定により1,035万3千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款地方交付税におきましても、平成18年度の普通交付税交付額の決定によりまして、1億5,287万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金では、去る7月15日に開催いたしました若草伽藍歴史講演会の際に、藤ノ木古墳整備基金への募金をいただきましたので、3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金では、平成17年度会計の剰余金の確定により2億4,168万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債であります。はじめに、今年度より町債につきましては、一定の条件を越えている場合を除き、地方公共団体の自主性をより高める観点から、これまでの許可制による発行が廃止され、同意による発行となっております。当町におきましては、一定の条件を満たすことから、同意による発行が可能となっております。この同意の協議は、10月と3月の年2回行われることとされておりますが、基本的には10月同意が町債発行の基本とされますことから、現段階での同意予定額に対応する予算措置が必要となりますことから、本補正予算で所要の措置をお願いしているところであります。

それでは、個別の町債についてでございますが、まず民生債では、当初は平成20年度竣工として進めておりました（仮称）総合福祉会館建設につきまして、平成19年度中の竣工を計画するため、今年度の公社対応による用地買収をとりやめ、町の直接買収に変更したいと考えておりますので、その所要額及び現段階での同意予定額に不足する額とをあわせ、2億1,000万円の増額補正をお願いするもので

あります。

次に、農林水産業債では、現段階での同意予定額に不足する額について、120万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、土木債では、まずJR法隆寺駅周辺整備事業債で、当初県より市町村振興資金3億円の借入れを予定しておりましたが、借入れが難しく、県と協議をした中で、これに変わり、新たな財源措置として、後年度交付税措置のある有利な起債が一部確保できましたことから、3億円の減額補正をお願いするものであります。

次に、道路新設改良事業債では、今年度の当該事業債の取扱いにより、新たに発行が可能となりましたことから、その所要額、2億4,450万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、河川整備事業債につきましても、今年度の当該事業債の取扱いにより、新たに発行が可能となりましたことから、その所要額、4,240万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、臨時財政対策債では、発行可能見込み額の確定により、1,670万円の減額、また減税補てん債につきましても、発行可能見込み額の確定により940万円の減額補正をお願いするものであります。

以上が歳入に関わります補正の内容でございます。

次に裏へ移って頂きまして、歳出予算の補正についてであります。

まずはじめに、第3款民生費では、医療対策費で、平成17年度の老人医療等におきます県の補助金受入超過分につきまして、返還が必要でありますことから、その所要額259万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、障害福祉費では、10月1日より障害者自立支援法における地域生活支援事業におきまして、身体・知的・精神障害者に対する相談支援事業を実施していくこととなりますが、実施にあたり複数市町村による共同実施が可能となっておりますことから、広域7町で共同で実施するべく調整をしておりましたけれども、各町の負担額が決定致しましたので、その所要額113万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、（仮称）総合福祉会館建設事業費では、懸案であります総合福祉会館の建設であります。事業の実施にあたりまして、建設スケジュールの見直しを行ったところ、平成19年度で竣工できる見とおしとなったことにより、一部調整が必要な部分を除き、用地買収を今年度で実施していきたく、その所要額、2億31万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費では、感染症予防費で、予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が6月2日に施行されたことにより、これまで麻しん・風しんの単独予防接種を受けた子どもも第2回目の接種が受けられるようになり、混合ワクチンの他、麻しん・風しん単独接種も可能となりましたことから、その所要額299万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、精神保健費では、先ほど障害者自立支援法における地域生活支援事業で、相談支援事業を実施する旨の説明をさせていただきましたが、これにより、これまで精神障害者のみ実施しておりました相談事業が地域生活支援事業に包括されることとなり、10月以降不用となりますことから、その不用額50万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費では、消防施設費で、1自治会より消火栓新設等の要望がありましたことから、消防施設整備事業等補助金69万2千円の増額、また、国道168号線の改修工事により、現在車道上にございます消火栓を移設する要望がありましたことから65万円の増額、あわせまして134万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、文化財保存費で、歳入で申しあげました寄附金につきまして、藤ノ木古墳整備基金への積立てを行いますことから、3千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源4,258万2千円を留保することと致しております。

次に、地方債の補正であります。歳入のところで申しあげました

が、今年度の当該事業債の取扱いにより、新たに発行が可能となりましたことから、道路新設改良事業債で、その所要額2億4,450万円、また、河川整備事業債につきましても、同じく、新たに発行が可能となりましたことから、その所要額4,240万円をそれぞれ限度額としまして、地方債の追加をお願いするものであります。

また、わが国の景気がゆるやかな回復をしてきていることから、日本銀行は量的緩和政策及びゼロ金利政策の解除を実施しましたが、このことにより借入利率が上昇してきております。今後の動向によりましては、現在予算措置をしております、3.5%の利率を越えることが予想されますことから、4.5%に利率の変更をお願いするものであります。

以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

嶋田委員 この消防費のこの、これは消火栓の新設と移設という事ですね。その時に、引込み管その口径を大きくするとか、そういう風な事は考えておられないんですか。

総務課長 今回新設する所につきましては、既に75mm入ってますんで、特にそれから大きくするという事ではございません。

嶋田委員 移設についても75でという事ですね。

総務課長 移設につきましては、国道168号には、確か100mmの本管ということで、移設するにつきましては水圧等に特に支障がないという風に水道からも聞いております。

木澤委員 すいません。ちょっとよくわからないんですけど、総合福祉会館のところで、歳入の、町債の方では2億1千万円借りるんですね、で、歳出の方で2億31万9千円と、これ使う金額はこの金額というのが大体目測あるんですけども、借入れがえらい多くなっているのはこれは何かどういう。

企画財政課長 この町債の許可制度から同意制度に変わりました関係で、10月の補正予算の中で同意額を入れていかなければならないという中で、総合福祉会館の事業の全体の借入額が2億1千万円となると、その中で金額を見直してるものございまして、その中でその借入額の中で土地の、用地の購入等にかかりますのが、2億31万9千円という事になりますので、町債の額をとるということで多めに2億1千万円を歳入の方で見込んだということでご理解賜りますようお願い致します。

木澤委員 多めにとってるという事ですけども、土地の方では2億31万9千円で他の部分にも使うつもりで2億1千万円、多めに借りているという風に理解したらいいんですか。

企画財政課長 その様にご理解頂きたいと思います。

課長

委員長 以上、9月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について、順次報告を受けていきたいと思えます。

(1) 職員採用試験の実施について報告を求めます。清水総務課長。

総務課長 職員採用試験の実施についてでございますけども、前回の委員会で採用試験を実施する事についての報告をさせて頂いたところでございますけども、その際も申し上げましたように、7月3日から7月31日まで募集を致しましたところ、応募総数が216名と過去最高とな

りました。ちなみに過去での最高は平成11年度実施した164名で  
ございますけれども、それを大幅に上回った結果となっております。

試験の実施につきましては、8月20日の日曜日、8時半から実施  
をしたわけでございますけれども、応募者数が先程申しましたように  
多数だったために、試験会場を役場といかるがホールに分けて、実施  
致しました。ちなみに役場では短大等卒業者、見込み含みますけれど  
も、それと高校等卒業者、そしていかるがホールでは大学等の卒業者  
に分けて実施したところでございます。当日の欠席者が、これも例年  
に比べて多いんですけれども19名でございます、差し引き197  
名が受験したという事でございます。

このうち、今回は、募集対象に再チャレンジの機会を設けるという  
ことで、30歳から40歳の方々を対象に、新たに追加をさせて頂き  
ましたけど、この区分におきましては、29名の方が受験されたところ  
でございます。受験者総数から見ると約15%という形になってお  
ります。

ちなみに、当日の学校種別ごとの受験者数でございますけれども、初  
級の高等学校等卒業者では42名。中級の短期大学等卒業者では48  
名。上級の大学等卒業者では107名が受験したという事ございま  
す。

この第一次試験の結果における合格者におきましては、これは本日  
報告するわけでございますけれども、9月24日、日曜日ございま  
すけれども、午前8時30分から役場におきまして、第二次試験を実  
施するという事を考えております。

以上簡単ではございますけれども、職員採用試験の実施についての説  
明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい  
たします。

( な し )

委員長 次に、（２）サイレンの正午吹鳴中止に伴う措置について報告を求めます。清水総務課長

総務課長 今回、８月１５日をもって正午のサイレン吹鳴中止したわけですが、今回この吹鳴中止にあたりましては、当委員会にも色々ご配慮頂きましたところがございますけれども、その際、頂きました申入書にございました申し入れ事項への対応について報告をさせて頂きたいと思っております。

申し入れ事項と致しましては、３点頂いたわけがございますけれども、その第１点目でございます、

１．正午のサイレン吹鳴を中止することについて、関係団体、機関並び一般住民への周知、徹底をはかるため適切な措置を講ずること。ということでございましたけれども、正午のサイレンの吹鳴中止することについての周知でございますけれども、まず住民の方々に対しましては、委員皆様にもご覧いただいたと存じますけれども、８月１０日付けの広報お知らせ版とともに「正午の時報サイレンの廃止について」と題した文書を自治会を通じまして、各戸に配布をさせて頂くとともに、役場のインターネットのホームページにも掲載をさせて頂いたところでございます。

内容と致しましては、正午の時報サイレンの廃止と併せまして、緊急時のサイレンの吹鳴区分の周知も行ったところでございます。

また、消防団に対しましては、本団役員でございます、団長、副団長、各分団長に対しまして説明を行いまして、サイレンの点検につきましては別途実施することを条件と致しまして、ご理解を賜ったところでございます。

２点目、申し入れ事項の２点目でございますけれども、

２．前項によるサイレン吹鳴の中止にかわり、正午を知らせる時報のあり方について検討すること。

ということでございますけれども、正午の時報サイレンの中止につきま



しては、近隣住民の方々への配慮から検討した結果、廃止したということでございますから、そういった事から代替の時報については、現在のところ、その設置及び維持管理にかかる費用も当然の事でございますけれども、視野に入れながら、慎重に検討を行っているところという事でご理解を賜りたいという風に思います。

次に3点目でございますけれども、

3. 役場のサイレンの吹鳴条件、吹鳴方法等の運用基準等、早急に検討し、改善措置を講ずると共に、住民への周知をはかること。

と致しまして、検討内容の例につきましても、吹鳴条件でございますとか吹鳴の方法、また団体、機関の協議と住民への周知等々、色々ご配慮頂いたところがございますけれども、このうちの吹鳴条件等につきましては、まず緊急時でございますけれども、これは従前のおり消防法施行規則及び水防法施行規則、これは奈良県の規則でございますけれども、この規定に基づきまして、サイレンの吹鳴を行うとしております。その内容につきましては、先程も申し上げました、8月10日付の文書でも記載させて頂いたとおりでございます。例えば消防団、水防団員の出動については、サイレン信号が吹鳴を5秒した後6秒間休止、また5秒吹鳴して6秒休止といった内容でございます、このことにつきましても、今後も周知等進めていくという事でございます。

また、サイレンの点検方法でございますけれども、一つとして、点検の日時と申しますか、頻度でございますけれども、これにつきましては、毎月1日の正午頃に吹鳴させる事を考えているところでございます、その1日が土曜日、日曜日あるいは祝日である場合は、その翌日とすることとしたいと考えております。ただし、その内、1月には、5日の出初式、8月には15日の終戦記念日がございますことから、この両日につきましては、特例といたしまして、長時間吹鳴する事を考えております。

二つとして、その際の吹鳴の時間でございますけれども、毎月1日の点検の際は、約1秒間の吹鳴を考えております。その理由でござい

ますけれども、メーカーとも色々と協議をいたしました結果、点検方法と致しましては、やはり吹鳴をさせることが最適でございます。点検に係る費用も些少ですむという事がございます。そうは申しましても、そもそも正午の吹鳴を中止することとなったのは、近隣の方々への配慮が必要であるという事で、当サイレンの構造上、音量を絞るという事ができないという事から、吹鳴時間を短縮する事によって、最大音量に達するまでにサイレンのモーターを止める事によりまして、近隣への影響を最小限に留めるということから、1秒間としたものがございます。ただし、先ほど申しました特例といたしましての、1月5日の出初式の際は約20秒間、8月15日の終戦記念日には約1分間の吹鳴を考えているところでございます。そのことにつきましての、住民の方々への周知の方法でございますけれども、まず、点検方法につきましては、先程申し上げました1月と8月の特例も含めまして、広報紙等によりまして周知を行うことを考えております。また、吹鳴条件につきましては、これまでも、年2回程度、町広報紙等々により周知を行ってきたところでございますけれども、今後も引き続いてそうした形で町広報紙等により定期的に周知を行う事を考えております。

以上、簡単ではございますけれども、サイレンの正午吹鳴中止に伴う措置についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員 保守点検の事なんですけれども、今お聞きしますと毎月1回程、1秒程スイッチを入れるという風な事なんですけれども、それによってまた近隣の住民の方に迷惑かけるとか、そういう風な事はないんですか。

総務課長 鳴る事には変わりがございますので、若干の影響は出て来るかもわかりませんが、今までずーっと鳴らしておりました約15秒

間か20秒間鳴らしておいたわけでございますけれども、最大音量に達するまでにピークに達するまでに、約5、6秒かかります。約1秒間でスイッチ入切しますと、ウーッという感じで止まってしまうという事で、鳴る事は鳴りますけれども、今までのような事にはならないという事で、このことについては了解を頂きたいなという風に考えております。

嶋田委員 周辺の住民の方は音が鳴る事に迷惑を受けてはるのか、それとも音が大きいから迷惑を受けてはるのか、これはどちらですか。

総務課長 私どもが受けておりますのが、音量が大きいという事だという風に理解をしております。

嶋田委員 そしたら、音が鳴る事については、騒音にならない程度、これは人によってそれぞれだとは思いますが、騒音にならないという感じであれば毎日でもいいわけですね。保守点検という概念から考えていくとね、1月に1ぺんよりも毎日でもいいということですよ。周辺の方が騒音と感ぜない程度であればね、そら毎日でもいいわけなんですよ。

総務課長 理屈と致しましてはそういう事になんのかなと思っておりますけれども、やはり最小限にそういった周囲の方々の影響を最小限にとどめるという観点、それとメーカーとも色々協議した中で1ヶ月に一度程度で、点検は、毎日する事にこした事はないですけれども、その中でも1ヶ月に1回程度の点検で大丈夫であろうという事も頂いてますんで、周辺の方々への配慮も考えますとですね、毎月1回でというのが適当ではないかなという風に考えているところでございます。

嶋田委員 そしたら、1秒間鳴らす事によってね、その音の大きさというのはどれ位、数値的にはどれ位になるんですか。そこらへんは測ってはり

ますのん。

総務課長 現実的にですね、1秒間吹鳴させた音量を測っている事ではございませんけども、何デシベルになるという事については定かではございませんけども、それまで鳴らしておいた吹鳴の時間の中でですね、正午から約1秒間、我々の耳で聞く範囲におきましては、そんなに大きな音にはならないと考えているところでございます。

嶋田委員 一月に、メーカーの方も一月に一度位の点検でオーケーやという事であれば、それはそんでいいとは思いますが、一応そのこれ人様々ですから、音の大きさを数値で出してね、もしかそれでもクレーム来た時はこれだけの音ですよという風な形でもって理解を得られるような事やっというて頂きたいと思います。以上です。

木澤委員 今、点検の事で嶋田委員ご質問されてましたけれども、メーカーの方とも確認されてるんでしょうけども、最大音量で鳴らさなくても点検はできるという事ですけども、鳴らした時に最大音量で鳴らせるという事の確認にはならないんですよ。

総務課長 厳密に申し上げますと、そういう形にはなんのかなと思いますけれども、点検の方法色々ございましてですね、全然鳴らさないで電気が通ってるかどうかいう点検の仕方もあると思いますので、そうした事によりまして、やっぱり最終的にモーターが回るか回らないかという事も大事なところでございまして、そのモーターが回るという事は長時間吹鳴を続けていると最大音量になるという形になりますので、メーカーとその点についてはちょっと協議をした結果という風にご理解を賜りたいと思います。

木澤委員 以前の話合いをした時にですね、最大音量で鳴らす事が点検やという事もあったんですけど、今回それがために止めたという事ですので、

その点検の方法ですね、また実際にやっていく中でほんまにいいんか  
どうかというの、それも検討して行って頂きたいという風に思うのと、  
あともう一点、その実際に止めてから住民さんから何か声は。

総務課長 私どもと致しましても、こういった事で10日に住民に各戸配布と  
いう事でもう少し反響あるかなと考えておったんですけれども、8月  
11日から最終16日これは全て電話でございますけれども、問い合  
わせ等ございまして、5件でございます。その中でも色々ご意見あっ  
たんですけれども、何で鳴らさへんねん、鳴らさへんようになったん  
やみたいな事をお聞きになった方が5人おられます。一部地域により  
ましてはね、正午のサイレンが全く聞こえない地域もあったようでご  
ざいまして、そういう方は今まで知らなかったというご意見もござい  
ましたけれども、大方の意見は何故急に止めるんやという問合わせで  
ございました。

木澤委員 止めて今までの間で5名という事ですけれども、やっぱり地域でな  
んでやという事でちょこちょこ聞かれたりしますんで、またこれから  
ちょっと問合わせの件数増えていくと思うんですけど、また次回の委  
員会で件数どれ位あったかというのは出て来たら報告頂きたいと思  
いますんでよろしくをお願いします。

総務課長 先程も申し上げましたように、報告する事は吝かではございませ  
んけども、8月の16日以降、全くそういう問合わせがないという状  
況でございますので、次回報告させて頂くと致しましたらですね、多  
分これ以上増えないという風には思っております。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長            それでは、次に、(3) 住民参加型ミニ市場公募債について報告を求めます。西本企画財政課長。

企画財政課長    それでは各課報告事項の(3) 住民参加型ミニ市場公募債についてでございます。これにつきましては、昨年度、第1回目の住民参加型ミニ市場公募債であります、斑鳩町いきいきの里債の発行を致しましたが、本年度も、第2回目となります斑鳩町いきいきの里債を発行するため、公募を行うものであります。この公募につきましては、地方公共団体が地方債をおこします場合に、政府資金や市中の銀行等から借入れる方法と、証券を発行し公募等により資金調達する方法がございます。この住民参加型ミニ市場公募債は、今申しあげました公募等により資金を調達する方法でございまして、債権者を住民及び在勤者に限定して行うものでございます。

                   それではこのミニ市場公募債につきまして、資料NO. 5をご覧頂きたいと思っております。こちらの資料をもって説明させていただきます。まず、本年度に発行致します斑鳩町いきいきの里債は、発行目的でございますが、ここに書いてございますように、昨年度と同様に、住民の行政参加意識の高揚と資金調達手段の多様化を図る観点から発行するものでございます。対象事業と致しましては、昨年と同様で、JR法隆寺駅周辺整備事業に充当致したいと考えております。

                   今回の発行日は平成18年11月2日を予定し、発行額は昨年同様1億円で、5年満期一括償還としております。利率につきましては、来る9月12日に国債の利率発表が行われますことから、その利率を参考に致しまして、9月13日に決定をする予定でございます。なお、その他の発行条件、募集方法につきましては、前回と同様でございますが、一つずつ説明申し上げていきますと利子につきましては、年2回の半年ごとに利払いすることと致しております。購入単位でございますが、最高100万円を限度と致しまして、10万円単位でご購入頂く事としております。また、取扱いを致します金融機関は、昨年同様、町の指定金融機関でございます南都銀行とし、法隆寺支店での

み取扱いをさせていただきます。法隆寺駅前出張所につきましては、購入手続きに来られた方の対応が十分にできないことから、前回同様、除外をさせていただきました。ご購入頂けます対象者は、前回同様に、20歳以上の町内に在住もしくは在勤の方、町内に営業拠点のある法人、任意団体を除く団体等とさせていただきます。募集方法は、申込方式により行うことと致しております。周知方法は、広報9月号、町ホームページの掲載、ちらしの配布等により行うこととしております。次に、中ほど下の、申込要領でございますが、これにつきましても、前回と同様に、往復はがきにより、郵送で役場企画財政課まで申込みして頂きます。申込期間は、平成18年9月15日から9月22日までとし、応募者多数の場合は、9月27日に公開抽選を行い、10月2日に抽選結果を発送する予定としております。購入手続きにつきましては、10月5日から10月12日までの間に、南都銀行法隆寺支店で手続きをして頂きます。

以上、簡単ではございますが、本年度の住民参加型ミニ市場公募債の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりました。何かお聞きしたいことがあればお受け致します。

( な し )

委員長 ないようですので、次に、(4)子ども模擬議会の結果について、報告を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは(4)子ども模擬議会の結果についてご報告申し上げたいと思います。去る8月10日、斑鳩町子ども模擬議会の結果についてでございますけれども、当日、午前9時30分から正午頃まで議会の議場をお借り致しまして、3小学校の6年生と各中学校1年生の16名の児童生徒を対象に致しまして、「総合的な学習の時間」等で児童

生徒自らが調べ、学んだ内容を踏まえまして「未来の斑鳩町」につきまして、ご意見やご希望を公表して頂いたわけでございます。議長様におかれましては、ご多忙にも関わりませず、当日だけではなく、前日のリハーサルにもご出席頂きました。有難うございます。お陰をもちまして、子どもたちの活発な発言を引き出して頂いたと感謝しております。一日議員から質問事項として、「斑鳩町の伝統芸能である能をもっと広めてほしい」、また「斑鳩町が全ての人に対してやさしい町であってほしい」、また「ごみ問題についてさらに取組み快適な環境をつくってほしい」、さらに「斑鳩町の自然をいつまでも残して頂きたい」、また「文化遺産を守って頂きたい」など、伝統文化ややさしい町づくりから環境問題までさまざまな角度から自分たちの意見を公表して頂きました。子どもたちには、議会や行政により関心を持ち意識を高める体験の場となったという風に考えており、また、この一日議員として体験したことを2学期の学校、学級活動等でご報告して頂きながら、他の児童生徒の学習機会の場になるものとも考えております。会議録につきましては、現在調整中でございます。できあがりましたら、各児童生徒、並びに学校等に配布していきたいと考えております。

以上簡単ではございますけれども、子ども模擬議会の結果につきましてご報告させていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、次に、(5) 町民プールの利用及び管理状況について報告を求めます。 山崎生涯学習課長。

生涯学習 町民プールの利用及び管理状況について、ご報告申し上げます。プ



課長

ールの管理・運営につきましては、平成9年8月8日に発生した痛ましい事故を教訓にし、利用者に事故がないよう、日々施設の管理・運営に努めているところでございます。去る7月31日、埼玉県ふじみ野市の市営プールにおきまして、発生しました事故を受けまして、8月1日に緊急の総点検を排水口等を中心に実施したところでございます。更に、8月11日には「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」からの「プールにおける安全確保のための緊急アピール」に基づき、「プールの安全確保のための緊急自主点検結果」の公表をプール正面入口付近に掲示したところでございます。

それでは、点検結果についてご報告申し上げます。点検の結果、流水プールの起流吸込口の防止蓋を固定するボルトが1箇所、排水兼循環吸込み口の防止蓋を固定するボルトが2箇所、腐食を起こしておりました。これは、市販のボルトを取付けていたことによるもので、いずれもボルトも交換し、対応したところでございます。また、25メートルプールの排水口につきましては、固定金具及びボルトの取付状況等の確認を行ったところ、特に問題はございませんでした。その他、通常時の点検等におきまして、排水兼循環吸込み口の防止板を固定しておりますボルトを1箇所損傷させておりましたが、これにつきましても早急に改善したところであり、引き続き通常点検による早期発見・早期改善に努めて参りたいと考えております。なお、当プールの全ての各吸込み口におきましては、吸込み防止蓋とは別に、管口前面に格子状の吸い込み防止バーを設置した二重構造となっており、仮に吸込み防止蓋がはずれましても、利用者が配水管に吸込まれるということではなく、安全面は十分に確保できているものと考えております。

次に、町民プールの管理・運営体制でございます。施設の管理・運営については、業務委託しております。業務の内容は、開場中のプール及び附帯施設の清掃業務と管理運営業務でございます。開場中の管理・運営は、日常清掃と監視・受付業務などではありますが、監視業務につきましては、平日は5人、土日祝日は6人の監視員と、常時1名の主任を配置し、監視の徹底に努めております。また、事故等の発生

に備え、看護師を常時1名配置するとともに、主任につきましては、日本赤十字社水上安全法救助員の資格を取得しているものを配置しております。更に、本年度よりAED、自動対外式除細動器、を救護室に設置しており、主任及び看護師が使用方法等についての実習を受講しております。また、その他のアルバイトの監視員については、日常的に安全管理について、指導を行っているところでございます。

最後に、8月20日時点での利用状況をご報告申し上げます。なお、詳細な報告につきましては、次回の委員会においてご報告申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。8月20日現在で、5,312人の利用となっております。昨年の同時期と比較いたしますと、32人の増という状況でございます。残り、わずかな開場期間となっておりますが、冒頭に申し上げましたように、不幸な事故を二度と発生させないということを肝に銘じ、管理・運営には万全を期してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受け致します。

木澤委員 今、管理の体制も報告頂きましたけれども、痛ましい事件ですね、テレビで見てる限りでは行政の責任を投げ捨てる、と言ったら言い方きついかも知れませんが、本当に業者に責任を押し付けるような報道があったんで、斑鳩町はそんな事はないという風に思っておりますけれども、今後一層、町がやっぱり責任を持つんだという事で、管理等行っていただくよう、よろしくお願い致します。

委員長 それでは、次に（6）官学連携に関する協定について報告を求めます。山崎生涯学習課長。

生涯学習 それでは、官学連携についてご説明申し上げます。資料6をご覧ください

課長

ただきたいと思います。

近年、大学の技術や技能を民間企業へ移転する、いわゆる「産学連携」は数多くの実例があり、仕組みづくりも進んでおります。当町が計画しておりますのは、大学の高度かつ多方面の知恵、知識、教育力、学生の持つエネルギーを、当町の行政施策に活かしていこうというものでございます。具体的には、当町と奈良大学及び斑鳩・法隆寺国際高校との連携を図るというものでございます。お手元の資料6に基づきご説明申し上げます。

まず、《連携の必要性》でございます。これまでは行政が中心となってまちづくりを進めてきましたが、現在は、行政や住民等との協働を軸にして、地域の資源を活かした個性あるまちづくりが進んでおります。とりわけ、大学をはじめとする教育機関の「知」の力は、地域の診断や施策の処方箋づくりなどに力を発揮し、観光、教育、文化、まちづくり等を推進する大きな原動力となると考えられているところでございます。当町におきましても、奈良大学と斑鳩・法隆寺国際高校との間で、現在まで文化財部門で交流があり、このような活動を発展させるということは、大学等の教育機関が有する人的・知的資源を有効に観光、教育、文化、まちづくり等に活用するうえで有益であると考えられるところでございます。

次に、《連携の目的》でございます。当町におきましては、抱えている様々な課題をいろいろな仕掛けを使って解決し、地域の活性化を図りたいというニーズを持っております。一方で、大学等の教育機関は、高度かつ多方面の知恵、知識、教育力、学生の持つエネルギーなどの能力を有しており、これを活用し、地域の活性化を手助けできる高い潜在能力を持っております。こうした、大学等の教育機関の人的、物的及び知的資源等を当町の観光、教育、文化、あるいはまちづくり等に生かし地域の活性化に資することを目的とするものでございます。また、行政と大学等の教育機関が様々な分野で積極的に関与することで、相互の発展と充実に貢献することも狙いとしております。

次に、2ページ目でございます。《当面の連携の分野》についてでござ

ざいます。これまで、当町と奈良大学文学部文化財学科におきましては、発掘調査で出土した遺物の分析機器を用いた解析・鑑定等において協力して頂いております。また、奈良大学文学部文化財学科と斑鳩・法隆寺国際高校歴史文化科は文化財部門において、大学より教員が高校に出向いて講義をする出前講座を開催しておりますとともに、高校より大学進学における推薦枠を設置しているなどの協力関係にあります。更に、当町と斑鳩・法隆寺国際高校との間では、高校よりは「まなびースクール」運営委員会委員の委嘱を受けており、歴史文化科において、「斑鳩学」の現地実習として、古墳を中心とした文化財めぐりにおいて講師を務めるなどの協力関係にあります。このように、文化財部門で連携・協力の環境が、これまでの交流を通じて比較的整っていますことから、まずは文化財部門での連携を進めてまいりたいという風に考えております。

次に、これら連携を短期・中期的に具体化する機関として《(仮称)連携推進協議会の設置》を考えております。また、協議会の委員には、連携に参加するそれぞれの関係者の参加を予定しているところでございます。協議会は、当町が大学、高校にもとめる連携事業の内容や、大学、高校が当町を中心に進めたい研究・教育の具体的な内容など、大学、高校及び町の意向をマッチングさせながら、効果的に協働事業を推進するために設置するものでございます。この(仮)連携推進協議会は、連携するテーマ等に応じて部局単位で開催するなど、課題に即応した柔軟な体制を考えているところでございます。

最後に、《連携に関する協定期日について》でございますが、来年は町制60周年を迎える年となりますことから、これを一つの節目として平成19年2月12日に当町で調印式を執り行いたいという風に考えております。

なお、3ページ以降の《参考資料》については、後ほどご覧いただけたらと思います。説明は以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。

嶋田委員　今まで奈良大学や斑鳩高校と文化財の面で連携してこられたという事で、こういう事はいい事だとは思いますが、連携推進協議会の設置という事についてちょっとお伺いしたいんですけども、これはどういう協議会になるわけなんですか。

生涯学習  
課長　具体的には、メンバーですが、町の代表、そして大学側の代表、そして高校側の代表が会議に参加いたしまして、連携を進めるテーマですね、そういうのを相互に意見交換しながら進めていくという風に考えております。そのテーマの決定につきましては、協議会の中に専門部会的なものもまた設けまして、煮詰めた議論を、専門部会で行いながら連携推進協議会の中で設置していくという風な形になろうかと考えております。

嶋田委員　今、説明頂いたけど、いまいち把握できないんですけども。テーマに応じて部局単位でという感じで書いてますけど、これは結局、大きい協議会になるわけなんですか。それとも、ヘッドの協議会があって、分科会的にやるという事なんですかね。

生涯学習  
課長　委員おっしゃるとおり、大きな枠で、まず大学と高校、そして町が全ての分野において連携していくという前提がございます。あと、じゃあ、どういう部門で連携していくのかと、そういったテーマ等を決定する必要がございますので、それらを調整する機関として協議会を設置するというものでございます。

嶋田委員　そしたらね、この連携というのは、19年2月12日ですか、連携するというのは大枠で連携するわけなんですか。この部分について連携という事やなしに、大枠で連携して、その後、これについて、実務でやっていきたいと思いますという事なんですか。

生涯学習  
課長 委員おっしゃる通りでございます。まず大枠で連携致しまして、今のケースで言いますと、文化財の分野での交流が進んでおりますので、最初の連携事業でございますので、比較的テーブルに乗せ易い、進み易いという事で、文化財というテーマで、具体的に連携、協力しようという事でございます。

嶋田委員 それであればね、何も大枠でなくて、その文化財なら文化財にしぼって連携すればいい事であって、そしてまた他の分野が出てきたらまたそれはその時に考えていけばいい事ではないんですかね。それとも、今、文化財以外に他の事について連携するような事が考えられているんですか。

生涯学習  
課長 個々の分野で連携も、確かにそういう方法もあるかと思うんですが、文化財だけでしぼるという事になりますと、何も大学、高校じゃなしに色々研究機関もございますので、そういった方法も考えられるかとは思いますが、大枠でまずやる中で、基本の事項だけを決め、そして個々のケースに応じて調査研究の分野で連携していける、分野ごとにやるというような方向で今、調整を行っているという事でございます。

嶋田委員 私は、別に連携する事については、別段いいとは思いませんけれども、その目的と言うんですか、その何についての連携やねん、大枠で連携すると、あとで中身考えましょという風な事では、ちょっとしんどいのではないかなという風に思います。今、目に付くのが文化財やという事であれば、それはそれでいいんですけどね、それやったらそれにしぼってやっていけばいいとは思いますが。今、何も見えないところで大枠でやっても、何もならないのではないかなという気はしてますねんけれどもね。これ、またもうちょっと、(案)ですから、煮詰めてまた開会中にでも詳しく報告して頂いたらどうかと思いますけども。

委員長 嶋田委員の方から出ております、次回の時にでも明確なる方向性出して頂ければと思うんですが。理事者側それで出して、いけますでしょうか。山崎課長。

生涯学習課長 当然具体的な、この協議会の要綱でありますとか、協定書等についても委員会のご意見をお聞きしなければならない事でもありますので、次回の委員会にはそういった内容のものをお示ししたいという風に考えております。

嶋田委員 もちろんそういった事も必要なんですけれども、結局、連携するといつてただ単に連携すればいいという事ではない、という事の説明をちょっとお願いしたいなという風には思うんです。

教育長 嶋田委員から色々ご意見頂いております。課長の方から申し上げますように、まだ具体的に何をどういうようにしていく、という一つずつの協議が出来ておりませんので、申し上げますように将来的にやはり大学のノウハウを活用したものになってくるだろうという風に思います。当面、町として考えておりますのは、文化財を中心にした協定をしていきたいという事でございます。その後、いろんな文化財の協定を進める中で膨らんでいくものが出てくるだろうという風に思っています。そうした時には、その中で先程申し上げました連携推進協議会ですか、この中で、そうした課題について、どう取り組んでいくのかという事が、その都度検討させていただく事になろうかと思っております。いずれにいたしましても、この内容について、まだ大学なり高校との詰めも必要でございます。今回については、そうした連携を進めているという事で、一つご理解頂いて、次回の調整までに、十分総務委員会に報告させて頂いて、委員皆さん方のご意見を賜ってきたいというように考えております。

嶋田委員 私は何も連携があかんとは言うてないんですよ。その目的がはっきりしないという事を言ってるんです。大学のノウハウ活用って、大学の何のノウハウ活用するのか、結局それが必要なわけで、今の説明では。大学のノウハウ活用って、何を活用すんねやろうという気がしてならないんでね、そこら辺も詳しくまた説明して頂きたいと思います。

委員長 他にご意見ある方ございませんか。

( な し )

委員長 他に理事者側から報告して頂くような事があれば。野崎課長。

教委総務 議会議員の皆様方には色々激励頂いたわけでございます。第36回の全日本中学校バレーボール選手権の結果報告をさせて頂きたいと思  
課長 います。出場に至るまでの経緯でございますけれども、滋賀県で行われました近畿大会で8月9日、10日に行われました。初日9日に、和歌山県の明和中学校と対戦致しまして2対0で勝利をおさめました。翌日10日の試合では大阪市の阪南中学校に2対1で負けました。それによりまして、敗者復活戦という形で臨みました。滋賀県の長浜東中学校と対戦し、2対0をもちまして勝ちまして、12チーム中5位入賞という事で全国大会に出場が決まったわけでございます。その全国大会が8月22日から25日までの4日間、本日が最終日でございますけれども、行われまして、その中で22日が開会式を終え、23日予選グループの第1回戦の第4試合で、茨城県の結城南中学校と対戦致しました。2対0で勝ちました。あくる日の24日でございますけれども、決勝トーナメントへ進出するという事で、決勝トーナメントの第1回戦の第2試合で、福岡県の南陵中学校と対戦いたしまして、惜しくも2対0で敗戦という形でございます。

以上、第36回全日本中学校バレーボール選手権大会での結果報告とさせて頂きたいと思



委員長 このことについて、お聞きしたい事はございませんか。

( な し )

委員長 他に理事者側からございますか。

( な し )

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終りたいと思います。

続いて、その他について各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けしたいと思います。中西委員。

中西委員 職員の採用の件ですねんけども、この中で、昭和41年から昭和51年、この間の年齢の方を募集するという、この期間を設定された理由は何ですか。

総務課長 この事につきまして、前回の委員会でも説明を申し上げましたように、国の再チャレンジの機会を与えるというような方針が示されたところでございます。それに伴ないまして、当町におきましても、そうした事で、いったん家庭にお入りになってる主婦でありますとか、リストラされた方とか、そういった方々に、当町ではずっと毎年募集してきた事でもないという事で、その当時、大学を出られた当時ですね、当町が募集をしていないという時期もあったという事で、国が先ほど申しましたような再チャレンジ、可能な社会の構築という主旨もございまして、今回は先ほど委員もおっしゃいましたような30歳から40歳の方々にも特別に枠を設けまして、募集をさせて頂いたという事でございます。

中西委員　そしたらこの41年から51年というのは、その中で謳われてるわけですか。期間は。

総務課長　概ね、その位の年齢を、という事でございます。

中西委員　そしたらね、こんなん大卒55年からですやろ、以降ですやろ、大卒の募集は。大卒の募集は55年からですやろ。

総務課長　はい。

中西委員　そしたら、55年から51年の間、抜けてますわな。その方らは、それも含めてということですか。

総務課長　この事につきましても、前回触れたつもりではございましたけれども、従来、私どもが募集を行う際に、平成15年度実施、時もだいたい幅広く募集を行うという事で、だいたい新卒から4年を幅を持たせていたという事でございます。そういう事で大学卒業でしたら新卒から言いますと、来年の3月31日で26歳という形になるわけでございますけれども、今回それとは別途というのが再チャレンジ可能な社会の構築、という事の主旨もございまして、いわゆる30代の方々にチャンスと、言い方語弊あるかも分かりませんが、チャンスを与えるべきという事で、別途設けたという事で、結果としてはおっしゃいますように空白はございますけれども、そういった主旨でございますので、その点のご理解は頂きたいなと思います。

嶋田委員　これは以前にもお伺いしたと思うんですけれども、結局、これ、今日名簿もらいまして、これは6月の定例会で条例になりましたわな、中宮寺の検討委員会ですか。今日またこの連携について協議会設置と、これも特別職の報酬にかかる部分、委員会に相当するものになろうと思うんですけれども、報酬の改正と言うんですか、それはどのように

考えておられるのか。ただ、支払うとこばかり増やしていったら、もと、これ全然変わらないと、これは何か、何でも作りゃいいというものではないとは思いますが。必要なものは作ってあげばいいとは思いますが。そこら辺どのように考えておられるのか、ちょっと教えてください。

総務部長 こういった理事者への関係につきましては、議会からの色々なご提案もございまして、現在そうした関係について審議をさせていただく中で、新たにこういったものを、という事でございますけども、そうした事につきましてもそういった事を踏まえた中で、出してきている必要と致しているものでございます。基本的には最初、冒頭申し上げましたような方針でやらなきゃならんと、議会からもご指摘いただいている事であるという事でございます。また一方、いわゆる、これらの方々の報酬につきましても、特別職報酬等審議会の開催をさせて頂いている中で、加えてこういった審議会の委員さんの報酬等についてもご意見をいただくという事になっております。そうした中でも、この報酬につきましては、現在はまだそういった関係の中では決めておりませんが、これらもあわせました整理をしていかなきゃならんとする事になってくると思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

嶋田委員 これ、1年か1年前程前でしたかね。文化振興財団は評議員、理事、一律3,000円という形で決めていただいて、何の異論もなしに通ったと。外郭団体という言い方は悪いか知りませんが、町長が理事長になっておられる文化振興財団でさえ、3,000円という数値を出して1年か1年半程経つわけですね。斑鳩町自身がね、未だにそういう事、手を付けられてるかも知れませんが、私ら議員の耳には一向に届いてこないと、そこら辺はもうちょっと真摯に、速やかにやって頂きたいなと思います。これは要望と言うんですか、それだけは申しておきます。

総務部長 その通りでございます。現在、先ほど申しあげました報酬等審議会におきましても、この関係につきましては、委員も申されておりますように、社会福祉協議会の関係、いかるがホールの理事会の関係、評議員の関係についての報酬についても、合せて報告いたしております。そうした事を踏まえて色々ご検討頂きたいという事も説明の中で申し上げておるところでございます。そうしたところでご理解を賜りたいと思います。出来るだけそういった事の整理をして参りたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 他にないようですので、私の方から、9月定例議会におきましては、平成17年度の一般会計・特別会計決算審査にあたりまして、例年どおり決算審査特別委員会が設置されると思います。当委員会からあらかじめ2名の委員の選出をさせて頂きたいと思います。

決算審査特別委員会委員をご希望の方、挙手願えればと思います。

( 挙手する者あり )

委員長 挙手を頂きましたので、嶋田委員、木澤委員、ご両名にお願いしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

両委員にはよろしくお願いを致しておきます。

その他につきましては、これをもって終了します。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては、全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任頂きたいと思いますが、ご異議ございませんですか。

( 異議なし )

委員長           ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして、助役の挨拶をお受けしたいと思います。

( 助役挨拶 )

委員長           これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。どうも本日はお疲れ様でした。

( 午前10時29分 閉会 )

\_\_\_\_\_